

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（5）」

2. 日時：平成30年1月18日 13時30分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁 13階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職、糸川安全審査官

検査グループ専門検査部門

川下企画調査官、村上主任原子力専門検査官、森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

中野主任技術研究調査官、小嶋主任技術研究調査官、

日本原子力発電株式会社

発電管理室 所長代理 他17名

5. 要旨

(1) 特別点検（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物）及び共通事項について

○日本原子力発電から、特別点検（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物）及び共通事項について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から、特別点検に対し、資料として提示した確認事項について、1月29日～31日に現地確認を行う旨伝えた。また、以下についてコメントした。

- 共通事項について、実施体制に係る業務フローの図を実態に即して記載を充実すること。社内のQMS文書及び実施記録については現地で確認を行う。
- 特別点検（コンクリート構造物）について、提示した確認事項に加え、遮蔽能力に係る建設時の乾燥単位容積質量の試験記録及びコンクリート密度の計算方法等、中性化に係る空気環境測定記録、塩分浸透に係る表面塩分量測定器の取扱説明書、使用実績等並びにアルカリ骨材反応に係る試験記録について、現地で確認を行う。また、コアサンプルを採取不可とした箇所についても、実際に現場で確認を行う。
- 特別点検（原子炉圧力容器）について、原子炉圧力容器の点検範囲（炉心領域）の根拠を説明すること、溶接継手に対する自動探傷装置の起点を明確にすること、モックアップ試験や性能確認試験の内容を整理するとともに、その記録を用いて妥当性を説明すること、また、それらの内容と特別点検要領書で準用したとしている各規格との関係を説明すること、海外規格に基づく試験員の力量が特別点検要領書に示した国内規格に基づく試験員の力量と同等以上の技術レベルであるこ

とを説明すること、曲げ加工を施した基礎ボルトに対して底面エコー法及び JANTI ガイドラインを用いることの適切性を説明すること。各試験記録については現地で確認を行う。

- 特別点検（原子炉格納容器）について、原子炉格納容器の点検フローをどのように決定したのか説明すること。各試験記録については現地で確認を行う。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉圧力容器） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉格納容器） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 特別点検（コンクリート構造物） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項） 補足説明資料」
- ・「東海第二発電所運転延長期間延長認可申請 現地確認事項（特別点検）」